

## シンポジウム

### 古代ギリシア・ローマ世界における gender equality

#### ——理念と現実——

#### 第1部 プラトン『国家』第5巻をいかに読み解くか？

報告者

和泉 ちえ (千葉大学)

森谷 公俊 (帝京大学)

西村 賀子 (和歌山県立医科大学)

#### 第2部 多角的視座の提供

報告者

樋笠 勝士 (岡山県立大学)

後藤 篤子 (法政大学)

北野 雅弘 (群馬県立女子大学)

#### 全体討論

司会

桜井 万里子 (東京大学)

2018年6月2日(土)

名古屋大学

主催 日本西洋古典学会

(趣旨) 本シンポジウムでは、第1部でプラトン『国家』第5巻を中心に哲学、歴史学、文学のそれぞれの立場から報告を行ない、第2部ではこれを敷衍し、やはり三つの領域から多角的な視座を提供する。古代ギリシア・ローマ世界における *gender equality* の理念と現実をさまざまな切り口から考察し、理解を深めるとともに、全体討論では参加者の方々からも種々の知見や意見をいただき、広範で活発な議論を展開していきたい。

(報告要旨)

プラトン『国家』第5巻のジェンダー平等思想  
——「人間のフュシス」の発見——

和泉 ちえ

プラトン『国家』第5巻に登場する以下のソクラテスの言明は、ジェンダー平等思想の端緒としても意義深い。

「友よ！ 女が女であるがゆえにとくに引き受けなければならず、また男が男であるゆえにとくに引き受けなければならないような仕事は、何もないとういことになる。むしろ、双方の生ける存在に同じように、自然本来の素質としてさまざまなものがばらまかれていて、したがって男女共に各人の自然的素質に応じて、どのような仕事にもあずかれるわけなのだ。」 (*Rep. V. 455d24-e1*)

本発表は、上記言明の背景に横たわる諸要素を精査すると共に、男女共同参画 (*gender equality*) 理念の特殊性と普遍性について、ギリシア哲学の視点から再検討を試みる。

「女は子供を産み、男は産ませる」という観点で提示される生物学的性別は「禿げ頭と長髪」と同次元の身体的差異であり、それは男女を分け隔てる根拠として機能しない、とソクラテスは主張する (*Rep. V.454c1-d6*)。この見解は当時の新しい思想というよりも、むしろ古代地中海世界が紡ぎ出した古来の諸言説と親和的に共鳴する。例えばヘシオドス『神統記』等々が活写するように、古代ギリシアの神話伝承世界においてパルテノゲネシス (単為生殖) は広く認知されており、また人間創造説話の起点を彩る「両性具有」の存在は、生物学的性別を根源的二元とみなす通念を一笑に付す。「結婚や子供を作ること」は「習慣による強制」の産物にすぎないという思潮 (*Pl. Symp.192b2*) もまた、オリュンポス十二神 (男女比1対1) の個性溢れる面々が具現するエートスの一断面といえるだろう。

一方「男は国事に、女は家事に勤しみ夫に服従せよ」(*Thucy. 2.45, Pl. Meno 71e1-7*) という (前5世紀後半以降アテナイで顕著に喧伝された) 通念は、地中海世界古来の価値観を反映するとは言い難い。ヘロドトス『歴史』が報告するアマゾネスの末裔、サウロマタイの女たちの活躍や (*Hdt. 4.110-116*)、「女は市場に出て

商いをするが男は家で機織りをし、また小便をする際には女は立ち男はしゃがむ」というエジプトの風習 (Hdt.2.35)、あるいはサラミスの海戦で活躍したハルカリナツソスの女王アルテミシアの武勇伝 (Hdt. 8.68ff.) や「男を支配するスパルタの女たち」(Plut. *Lyc.*14, etc.)の諸事例は、父権礼賛や婦徳奨励の論拠の脆さを示唆すると共に「人間の自然的素質は性別に依存しない」というプラトン『国家』第5巻の主張を積極的に擁護する。生物学的性別や社会的性別という表層的付着物を払い落とした先に顕現する「人間のフュシス」の発見こそが、gender equality の理念を産み出したといえるだろう。その実現は、ひとえにパイディアが担う。

### プラトン『国家』第5巻における「男女平等」論への批判

森谷 公俊

プラトン『国家』第5巻の理想国家では、守護者における「男女平等」が構想されている。女性が公的領域から排除されていた古代ギリシアにあって、守護者という限られた範囲ではあれ、女性の中に男性と同等の自然的素質を認め、女性を公的任務につけるといふ発想は異例であり、それゆえプラトンが「男女共同参画」を唱えたとする議論にも一理ある。しかし『国家』の記述を子細に検討すると、危惧すべき点はいくつも浮かび上がる。

第1に、誰が制度設計を行うのか。国家を守護する任務に必要な能力の定義、その能力における優劣を判定する基準は明示されていない。そもそも制度設計に女性は参加できるのか。男性だけが制度を構築するのなら、女性は男性が作り上げた組織とルールへの同化を求められる形になる。

第2に、結婚における男性優位の発想について。守護者の人数を可能なかぎり一定に保つため、結婚の数は支配者の裁量にまかされる。その際、戦争その他ですぐれた働きをした若者には、女性たちと共寝する許しがより多く与えられると言う。頑張ったご褒美に多くの女性と交われるとは、性交渉における男性優位の発想が透けて見える。

第3に、私的領域の消滅が意味するものについて。守護者の男女は生活のすべてを国家に捧げ、彼らの生活は完全に公的領域に吸収されている。女性にとって私的領域と言えるのは、保育所で授乳する時だけだ。現実のアテネでは、市民＝オイコス の継承者を確保するため、ポリスが結婚と離婚にかかわる入念な制度を作り上げ、家長である男性が妻の子宮を支配した。プラトンにおいては国家が守護者女性の子宮を直接管理するのであり、国家による女性の支配は極限に達している。

第4に、守護者の女性が失うものについて。オイコスにおける女性の役割は、自ら家事労働を行うことよりも、奴隷の家事労働を監督すること、すなわち家政であった。オイコス全体は夫が支配するものの、男性から隔離された家内空間では、妻は自ら采配をふるって君臨した。守護者の女性は「男女平等」と引き換えに、この程度の自立性すら放棄しなければならない。これを平等への前進として歓迎すべき

なのだろうか。

以上のように、プラトンの理想国家を「男女共同参画」と見なすのは問題が多すぎる。最大の難点は、「苦楽の共有は国を結合させ、苦楽の私有化は国を分裂させる」（藤沢令夫訳）というように、彼の目的があくまでも国家の維持と守護者の人数確保にあり、個人の幸福を基本に据えていないことだ。プラトンは現実社会を批判しているようでいて、実は男性市民の理想像に女性を同化させ、男性のみが公的領域に生きるという現実世界を、優秀な女性を巻き込んで純化しているのである。現代に置き換えれば、エリート女性が男性本位の企業社会に順応・同化し、男性と「対等な」企業戦士となるに等しい。個人の尊厳に基づかない「男女平等」論に安易に与すべきではない。

プラトンの理想とアリストパネスの虚構  
——前4世紀前半のアテナイを背景に——

西村 賀子

プラトンの『国家』（以下 *Rep.*）第5巻とアリストパネスの『女の議会』（以下 *Ecc.*）には、ジェンダー平等をめぐる著しい類似性が認められる。両作品で共有されている主張は17世紀初頭から注目を浴び、相互関係が論じられてきた。おもな共通点をあげると、私有財産の廃止（*Rep.* 416d, 464d; *Ecc.* 590-610）、それに伴う訴訟の消失（*Rep.* 464d; *Ecc.* 655-661）、私的な住居や店舗の廃止（*Rep.* 416d; *Ecc.* 674-675）、共同食事の実施（*Rep.* 416e; *Ecc.* 675-688）、結婚制度の廃止と全男性による女性の共有（*Rep.* 457c; *Ecc.* 614-615）、子供の父親を特定しない（*Rep.* 457d; *Ecc.* 635-636）、年長者をすべて親と見なす（*Rep.* 461d-e; *Ecc.* 636-637）などである。

以上のような共通点をめぐって両作品の影響関係を検討する方向もありうるが、それぞれの作品の成立年代を考えると、作品間の相互の影響よりむしろ、プラトンとアリストパネスが生きた前4世紀前半のポリス社会という共通の背景が大きな作用を及ぼしたと考えられる。ちなみに、『女の議会』の初演は前392年前後、『国家』の完成は前375年頃とされるが、『国家』の草稿の一部がこの喜劇の初演以前にすでに世に出ていた可能性も否定できない。

この哲学者と喜劇詩人が生きた時代には、前5世紀中葉のペリクレス以降、称揚されてきた父権礼賛イデオロギーが主流を占めていた。それは、沈黙と服従をとくに女性の美德として強調する家父長的価値観の時代であった。だがその一方で、男性中心主義に対抗するかのようなファンタジーが巷間に流布していたことも事実である。たとえば、女性だけで構成される武装集団アマゾネスや、男を皆殺しにしたレムノス島の女たちの神話である。そしてこのような女性上位の神話モデルに基づく喜劇や、女性が政治を支配し社会を主導するというプロットを展開したと推測される喜劇も上演された（ただしほとんどが散逸した）。

その頃にはまた、現状とはまったく異なる社会形態を仮想したり、ジェンダー平等の実現をスパルタに仮託したりするなど、仮想的な別の体制を想像する思考実験の風潮が知識人のあいだにあった。プラトンとアリスパネスがこのような時代潮流に無関心だったわけではない。とくに後者が世情に疎くては、観客の笑いを引き出すこともかなわず、最大の狙いである競演での優勝などとうていおぼつかなかっただろう。

プラトンの描く男女平等のユートピアも、女だけの民会というアリストパネスが創出した虚構も、当時のジェンダー状況の現実とは無関係にまったくの無から生じたわけではない。あるべき理想を語る言説と、実際にはありえない転倒した世界を笑う舞台は、同時代のアテナイの現実を背景に、それを照射するアンチテーゼだったのではないだろうか。

### 女性哲学者列伝 ——プラトン主義の系譜を中心に——

樋笠 勝士

プラトン『国家』が詳述するように、その教育プログラムは男女平等の理念と実践を前提に据える。すなわちプラトン哲学が提唱する教育の対象は、性別に依存しない「人間のフュシス」であった。ディオゲネス・ラエルティオスをはじめとする古代の諸証言によれば、実際プラトンの学園アカデメイアには複数の女子学生が在籍しており、それは男性中心主義を是とするアリストテレスのリュケイオンの構成と好対照をなすといえよう。

プラトン哲学が掲げる男女平等の教育理念は、さらに新プラトン主義の潮流にも継承される。例えばプロティノスの門下生として名を連ねるゲミナ、その娘ゲミナ、アンフィクレア、あるいは哲学教師として後継者を育てたソシパトラ、数学的諸学科に精通し哲学と政治双方の領域で活躍したヒュパティア、プロクロスに影響を与えたアスクレピゲニア等々の女性哲学者の系譜が存在する。またキュニコス学派の一員として独自路線を歩んだヒッパルキアの存在も看過できないだろう。

またイアンブリコス『ピュタゴラス伝』が明記するように、ピュタゴラス学派の主要メンバー総覧には17名の女性哲学者が含まれていた。すなわちティミュカ、ピルテュス、姉妹オツケロとエツケロ、ケイロニス、クラテシクレイア、テアノ、ミュイア、ラストネイア、アプロテレイア、エケクラテイア、テュルセニス、ペイシッロデ、テアドウサ、ポイオ、バベリュカ、クレアイクマである。数学的諸学科の研究教育を中心に据えるピュタゴラス学派の系譜に女性たちの活躍が数多看取されることは、性別に依存しない「人間のフュシス」を対象とするプラトンの教育カリキュラムの諸成果との比較においても、示唆に富むと思われる。

本発表では、上記女性哲学者の痕跡を辿りながら、プラトン『国家』第5巻が提唱する男女平等の教育理念の、その後の展開について検討を加えたいと思う。

古代ローマ社会に *gender equality* の理念が表明されたことがあったのか。私の脳裏に浮かぶのは、女性は軽薄さゆえに騙されやすいので成人女性でも後見下に置くのが妥当、とする俗説には正当な根拠はほとんど無いと述べる、後 2 世紀の法学者ガイウスの 1 節くらいだ (Gaius, *Institutiones*, I, 190)。だがこれとて、「男女平等」的理念の表明というより、共和政末期以降の現実の反映と見るべきであろう。周知のように家父長権が強かった初期ローマ社会では、女性は法的行為能力が完全ではないと見做され、ウェスタの巫女を例外として、一生後見に服すべきものとされていた。25~60 歳の男、20~50 歳の女は結婚すべしとしたアウグストゥスの婚姻法は、生来自由人で 3 人以上の子を産んだ女性を、後見から解放した。正式に結婚し一定数以上の嫡出子を産んだ女性に対する「報奨」というわけだ。しかし現実には、妻が夫の手権 *manus* に服さず嫁資の所有権も妻にとどまる「無手権婚 (自由婚)」が広がったことや遺産相続などで、共和政末期の富裕層の間では相当な資産を所有し自立的に行動する女性が目立つようになり、後見制度は一部で形骸化していた。キケロの最初の妻テレンティアや、夫による長大な追悼演説 (通称 *laudatio Turiae*, *CIL* 6.41062) の対象となった女性の例は有名だ。

そのような現実があったればこそかもしれないが、エリート男性の手になる文献史料は帝政期に入っても、女性は生物学的に男性に劣った存在という大前提 (たとえばガレノスの医学書) のもと、「劣った」妻に対する夫の「慈悲深い支配」を説く言説を繰り返す (たとえばプルタルコス『結婚訓』)。一方で碑文史料からは、「女性実業家」と言いうる女性や、「恩恵施与者」として社会貢献する女性の例が析出できる。たとえば小プリニウスの書簡 (*Ep.* VII. 24) に登場する *Ummidia Quadratilla* は、故郷の都市 *Casinum* に私費で円形闘技場と神殿を建立した (*ILS* 5628)。裕福で教養もある彼女は孫にも恵まれ、80 歳近くまで自由な生活を謳歌した。だが、そのような女性ですら公的領域からは排除されていたことも、厳然たる事実だ。ギリシアのポリスと同様「市民戦士」共同体として出発し、帝政前期まで政治と軍事が未分離であった古代ローマ社会にあつて、女性市民の政治参加が認められることはなく、政治的影響力をふるったとされる皇室女性にしても、皇帝 = *Imperator* (戦勝將軍) という大前提ゆえに「女帝」にはなり得ず、皇帝の母、妻、姉妹等という立場で影響力をふるったに過ぎない。小プリニウスが伝える *Ummidia* の言葉、*ut feminam in illo otio sexus* には、男性と対等の知力や財力を持ちながらも公的領域からは排除されていたエリート女性たちの、鬱憤が感じられてならない。

他方、図像資料は、非エリート層の女性たちの、異なる「現実」を垣間見せてくれるかもしれない。時間に余裕があれば触れてみたい。

アテナイの弁論には、幾つか、現実の女性の声の再現表象されている箇所があります。最も有名なものは、リュシアス 32 の『ディオゲイトン告発』12-18 での、「ディオゲイトンの娘」(Gagarin 2001 にしたがって *Daughter of Diogeiton* から *Didi* と呼びます) による短い弁論です。Didi は、自分の父ディオゲイトンが、その兄弟であるディオドトスと Didi との間に生まれた子供たちのためにディオドトスが残した遺産を着服しているとしてディオゲイトンを弾劾します。これは、リュシアスの弁論の中で「もっとも強力に悲しみを誘う」文章の一つともされますが、短い中に法定弁論の技法が駆使されていることでも注意を引きました。問題は、そうした技法が「男性的」であることです。この感動的な弁論の「作者」は誰なのか、そこにどこまで女性の声の「男性化」があるのか。弁論において女性の声の、直接話法で、あるいは容易に直接話法に変換可能な間接話法で再現表象されているのは珍しいため、その声をどこまで「女性のもの」として解釈しうるかはアテナイのジェンダー関係の理解にとって重要でありえます。弁論の場合、現実の女性の声を、男の弁論家が（二重に）操作したものがテキストとして残され、それが解釈に付されるという点で問題は複雑化します。また、例えばデモステネスの『ボイオトス』二弁論におけるプランゴンのように、直接話法が復元できないほど要約的に語られる場合、操作は声とその主体へのより大きな歪みを伴い、読者はそれに気づきにくいかも知れません。

虚構の場合、オリジナルの女性の声は存在せず、それ故、私たちは、作品をより男性作者の声として理解することに違和感を覚えないかも知れません。実際、『アンティゴネ』の解釈の一つの極は彼女を *tragic hero* として捉える方向にあります。そこでは観客がアンティゴネに感情移入したと想定されています。もう一つの極は観客がクレオンに同化する対象を認め、アンティゴネにはポリュネイケスへの近親相姦的欲望を含むありとあらゆる非合理を押しつけ、それを彼女が女性であることと関連づけます。より中庸な解釈を採る場合も含め、アンティゴネとイスメネは、少なくともアンティゴネの側からは *enemy sisters* (Tyrrell & Bennett 2008) とみなされるでしょう。しかし『アンティゴネ』は、とりわけ二度目の、クレオンの前での姉妹の対話は二人の *sisterhood* を再確立しているように思われます。最近の、フェミニズムに影響を受けたいくつかの解釈を取り上げて、そうした理解の可能性を探ります。